

群会議の話題

第472号

2024年10月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP: <http://doken-ota.jp>
E-Mail: info@doken-ota.jp
©10月1日組織人員
現在4,062人

今月のテーマ

最後まで仲間にあたりきり

6年連続で全分会目標達成しよう

秋の拡大月間も、残り2週間余りとなりました(10月の群会議時点)。拡大月間がスタートした9月上旬は、連日の猛暑に身も心も疲れ果てましたが、最近はめっきり涼しくなりました。

10月1日の組織人員は4062人、1月人員比で△79人となっています。支部目標を達成し、脱退防止にも努めれば、1月人員回復にも手が届きます。

また秋の拡大は、5年連続で全分会が目標達成しています。1分会でも達成できなければ途切れてしまうこの記録を、5年間も継続しているのは、とんでもない!ことです。

これは各分会の皆さんが、拡大目標を単なる「目指すべきゴール」ではなく、必ず掴み取るものとの決意をもって、拡大に取り組んでいるからです。ここまで来たら、6年連続で全分会目標達成を勝ち取りましょう。

今月の群会議は、拡大月間中に多くの仲間と対話できる最後のチャンスです。群役員は、必ず対象者情報の聞き取りを

して下さい。キーワードは「誰か組合に加入する人いない?」ではなく、「あなたの周りで、仕事や生活で何か困っている、悩んでいる、そんな話し聞かない?」です。その困りごとに、東京土建の諸制度が役に立つかもしれない。

また、役員ではない人も、役員から尋ねられたら、「いない」の一言で片づけず、自分や家族の周りの人たちのことを思い起こしてみして下さい。

このやり取りが、東京土建の拡大の基本方針である「加入対象者は仲間から」です。チラシやWEBも有効な宣伝ツールですが、仲間からの活かした情報が拡大成功の肝なのです。

本誌4面に掲載のセミナーなど、組合のほとんどの制度は、組合だけ加入すれば利用可能です。まずは組合のみ加入を勧めてみて下さい。

10月末まであまり時間はありませんが、目標達成に近道や飛び道具なんてありません。急がばまわれ。引き続き地道な拡大行動を積み上げて、10月末にはみんなで祝杯をあげましょう。

どけんカレンダー (2024年10月13日~11月23日)

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
10月		拡大行動日		群会議	拡大行動日	分会集約会議
20	21	22	23	24	25	26
支部行事 バーベキュー		拡大行動日		拡大行動日		
27	28	29	30	31	1	2
		拡大行動日			11月	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
			分会執行委員会			群会議
17	18	19	20	21	22	23
			分会集約会議			

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時10月23日(水)午後 2時
11月 7日(木)午前10時
受付 支部会館 2階

★税務相談会(予約制)
日時10月24日(木)午前10時
受付 支部会館 2階

★建築相談会(随時受付)
相談を希望される方は
支部にお問合せ下さい。

※分会、群の会議日程は、
地区により前後しますので
必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

◎拡大の秋、セミナーの秋◎

支部主催各種セミナー開催！

〜取り巻く新制度に対応する〜

◆定額減税セミナー◆

今年、所得税・住民税の定額減税が実施され、6月以降の給与計算に大きく影響を与えました。さらに、この制度は年末調整にも影響を及ぼします。

そこで今回、定額減税制度の概要と、今年の年末調整に向けてのセミナーを開催します。

「定額減税対象者の要件・減税額の計算方法・源泉徴収票の記載方法」などを税理士法人の税理士の

方を招き、詳しく解説します。給与の支払者、実務担当者はぜひご参加ください。

〔日 時〕11月22日（金）
午後7時〜8時30分

〔場 所〕支部会館4階

〔申 込〕申込書を支部まで

提出ください

〔定 員〕30人（先着）

〔締 切〕11月13日（水）

〔講 師〕税理士法人東京南部会計

佐伯和雅 税理士

◆個人向け

確定申告セミナー◆

今年6月から始まった、定額減税。分からない部分も多く、実務対応が不安な方も多いかと思えます。また、定額減税は来年すべての確定申告にも関わり、より正しい対応が求められます。

そこで、来年の確定申告に対応するべくセミナーを開催します。

「定額減税の概要・減税額の計算方法・確定申告書の書き方」を税理士法人の税理士の方を招き、詳しく解説します。

個人事業主の方におすすめのセミナーです、ぜひご参加ください。

〔日 時〕12月5日（木）
午後7時〜8時30分

〔場 所〕支部会館4階

〔申 込〕申込書を支部まで

提出ください

〔定 員〕30人（先着）

〔締 切〕11月26日（火）

〔講 師〕税理士法人東京南部会計

佐伯和雅 税理士

◆特定技能外国人

受け入れセミナー◆

建設業の担い手不足が続くなか、特定技能外国人の受け入れが事業所で広がっています。特にゼネコン現場では、40歳未満の就労者の約3分の1が外国人労働者で占められ、特定技能制度を活用する事業者が増えています。

すべての受入事業所が加盟している「建設技能人材機構（JAC）」から、担当者を直接招いた標記セミナーを開催します。

すでに受け入れ済みの事業者も、組合を通じてJAC会員になるとによって、これまでの年会費（24万円）が不要になります。関

心のある加入見込み事業主もさそって、ふるってお申し込みください。

〔日 時〕10月28日（月）
午後7時〜8時

〔場 所〕支部会館4階

〔申 込〕申込書を支部まで

提出ください

〔定 員〕30人（先着）

〔締 切〕当日参加可（定員まで）
〔講 師〕一般社団法人建設技能人材機構 職員の方

◆財務省に対しての

はがき要請行動◆

6月から多くの組合員に協力頂いているハガキ要請行動も、10月、11月の財務省に対しての要請行動で本年度の要請は終了します。

ラストスパートとして組合員一人となり、今まで以上の多くのがきで、健康保険補助金を勝ち取りましょう。

◇注意点

左記の点に注意してください

▽職種の記入

会社員や事務員という記入ですと、何の業種なのか不明です。

建設会社の社員や設計事務所、事務員などのように明確な記入をお願いします。

▽自分の住所・氏名を記入

必ず自分の住所・氏名を記入して下さい。住所・氏名の修正や書き換えは認められないので注意して下さい。

★重要★

12月2日以降の保険証の扱い

★引き続き、お持ちの保険証は使えます★

12月2日以降は、保険証の新規交付ができなくなる予定ですが、今年4月に発行した健康保険証は有効期限まで使用することができます。

★無理にマイナ保険証をつくる必要はありません★

2025年4月以降は、マイナ保険証を持たない人には「資格確認書」が発行されます。「資格確認書」があれば今まで通り、医療機関にかかったときに給付を受けることができます。

※詳しくは支部まで！